

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和2年9月14日（月）
午前10時01分～午後1時35分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	岩 永 ひさか	副委員長	齋 藤 せいや
	委員	岸 田 めぐみ	委員	橋 本 由美子
	委員	池 田 けい子	委員	藤 原 マサノリ

出席説明員	施設保全課長	澤 井 貴 之	コミュニティ・生活課長	齋 藤 友美雄
	くらしと文化部長	須 田 雄次郎		
	平和・人権課長	河 島 理 恵	街づくり担当課長	田 中 久 夫
	都市整備部長	佐 藤 稔		
	住宅担当課長	大 島 亮 弥	ニュータウン再生担当課長	星 野 正 春
	道路交通課長	檜 島 幹 夫	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡
	環境政策課長	佐 藤 彰 洋		ごみ対策課長
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉	(兼) 資源化センター長	

案 件

件 名	審 査 結 果
1 2陳情第16号 5Gアンテナの設置を携帯会社にやみくもに行わせないことを求める陳情	継続審査
2 第95号議案 市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
3 第96号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
4 第98号議案 多摩ニュータウン環境組合規約の変更について	原案可決すべきもの
5 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課
2 「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」策定方針について	平和・人権課
3 「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」基本目標について	平和・人権課
4 地球温暖化対策のためのクールチョイス啓発誌の配付について	環境政策課
5 気象観測装置POTEKAの設置について	環境政策課
6 今後の多摩中央公園改修スケジュールと条例の改正内容について (事前説明)	公園緑地課
7 連光寺・若葉台里山保全地域に関する取り組みの進捗報告について	公園緑地課
8 多摩市道路占用料等徴収条例ほか2条例の改正について	道路交通課 公園緑地課 下水道課
9 永山学園通り周辺の柳（街路樹）などについての意見交換会の実施結果	道路交通課
10 レンガ坂の改修について	道路交通課
11 地籍調査事業における実施計画の変更について	道路交通課
12 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和について	道路交通課
13 聖蹟桜ヶ丘北地区 土地区画整理事業及び大規模開発事業の進捗状況について	都市計画課
14 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
15 都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課

16	多摩市営住宅条例の一部改正について	都市計画課
----	-------------------	-------

午前10時01分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第16号 5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情を議題とする。

なお、陳情第16号については署名の追加があったので事務局より報告をさせていただく。

事務局 2陳情第16号について、当初の署名はゼロ名だった。本日までに署名の提出が103名あった。合計で103名である。

岩永委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 御異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者(豊間根香津子氏) 豊間根香津子である。お手元の資料の説明をさせていただく。手書きで右上にページナンバーを入れている。まず1から、左側に図がある。この波長マークの上側にレーダー、その下に携帯電話、電子レンジが並んでいることを御記憶願う。

次に、2番に行く。2番の左側に棒グラフがあり、これは携帯基地局からの距離によっていろいろな症状が出ていることを表しているもので、疲労や精神的な問題、心臓血管系、目が見えにくい、聞きにくい、食欲減退、吐き気等いろいろな症状が出ていることが調べられている。

次に、大きい3、4、5と並んでいるのが、この本は『身の回りの電磁波被曝』という本で、残念ながら昨年亡くなったが、その本を書いた荻野

晃也氏の名前が、その大きいナンバー3の資料の下にある。この方が著者である。これほどたくさんいろいろな研究がある中で、例えば重大だと思われる生殖への悪影響、これほど世界にたくさん論文がある。ただ、この中で日本の論文は非常に少ないことに御注目願う。

次に、ナンバー6に行って、ナンバー6で非常に大事だと思うのは左側の(5)脳血液関門という言葉をお覧願う。これは脳に有害物質が行かないようにぎっしりたんぱく質が並んでいる箇所があるのだが、電磁波のせいでこのゲートが開いてしまうという研究があるそうである。多摩市でも1995年生まれの子ども以降、本当に発達障害の子どもが増えてきてしまって、先生が大変な思いをなさっているのは皆さんのほうが御存じだと思う。

次のナンバー7に行って、日本の研究、世界でも残念ながらこういう傾向が多いと思うが、研究をするときに幾らでも操作できるわけである。8行目ぐらいに実験動物の数を少なくしたり被曝料を弱くしたり、照射時間を短くすることによって影響が出なかったという結果が出やすい。研究のスポンサーまではあまり発表されないの、そういうことも見ていく必要があると思う。それから、同じ7番の左側、5行目に日本学生支援機構の調査があるが、2011年には発達障害の診断書のある大学生が1,179人だったのに、5年後の2016年には4,150人になっているというデータがあるそうである。これはとんでもないことではないだろうか。技術立国のはずの日本で学生がこれほど病んでいるとしたら本当にとんでもないことではないだろうか。

次に、ナンバー8に行く。ナンバー8の左側、第7章、生物の身体と電磁波。これが非常に重大で、私たちの体は実は電気信号で動いている。正確に言ったら神経を伝わっていく電気信号とホルモン等の化学反応と2種類であるが、化学反応も結局は例えば中学で教わった水の電気分解と同じ感じで電子のやり取りをするということであるから、化学反応も結局は電子のやり取りという意味では電流の流れに近いわけである。それを電磁波が干渉しないと思うほうがおかしいのではないかとということをぜひお考え願う。

それから、「イオン・チャンネル」という言葉が次の9番の右側の最後のところにあるが、これはぜひ後で読んでほしい。

それから、重大な事実があり、11番に行く。11番の5行目ぐらいに、うっかりレーダーの前を横切ってしまったレーダー操作員が「おなかが痛い」と言って亡くなったことがあったが、解剖したら腹部が真っ赤で、腸がぐちゃぐちゃになっていたそうである。このことから電子レンジができてきたそうである。ということで電子レンジと携帯電話がさっきの図で並んでいた。携帯電話は、特に5G対応携帯電話はあれよりも高周波でエネルギーも高くなるので、それだけでも怖いことがわかるのではないだろうか。

これは資料を離れるが、5Gはもともと兵器としての性格を持っているもので、アメリカなどでデモなどの群衆を散らすのに、灼熱感を与えて怖がらせて、嫌がらせて散らせるという目的で使われているそうである。

時間だそうであるから大きい13番に行って、何で日本がずっと電磁波研究をしてこなくてサボっていたのに急に兜研究という立派な研究がなされたかというのが13番の左側にある。ということで、5G以前も電磁波にいろいろな問題があったことをぜひ参考になさってくださいようお願いする。

岩永委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方等、市側から報告等あったら願います。

佐藤環境政策課長 では、市側の考え方について説明をさせていただく。まず現状の市の認識であるが、5Gと人の健康影響について今陳情者から世界的な被害状況の情報を提供していただいたが、WHOや国の研究においては現時点で明確なエビデンスは示されていない、一方で現実に苦しんでいる市民もおられることも認識している。行政の取り組みも、そういったことで必要であるという認識ではある。

また、現在の市の携帯電話基地局からの電波の対応についてである。平成26年12月議会で生活環境常任委員会の中で提出された政策提案では趣旨採択を受けたが、これに基づいて携帯電話基地局の設置及び変更をす

る場合は、携帯電話各社にその内容の情報提供のお願いを現在している。この情報は市民の皆さんから依頼があれば個別に情報提供して、間に市が入って、不安の払拭の仲立ちをさせていただいているところである。今後もうこういった取り組みを行う中で、4Gや5G等基地局の種類に関わらず、携帯電話基地局を設置変更する場合は携帯電話各社に対し情報の提供を継続していただくことを考えている。このような取り組みを通して、情報入手したい市民の皆さんの要望にできるだけ寄り添うような形にしたいと市では考えている。

岩永委員長 皆様のお手元に、先週の金曜日に受け付けた陳情、これはまだ付託がかかっていないが、この5Gの問題に関連するものと思われる陳情が提出されており、一応参考までに配付しているので、そちらも併せて御覧願う。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 最終的にはまだわからないことがあり、もしかすると資料の要求をさせていただくことになるかもしれないが、5年前の携帯電話等基地局の設置に対する市の要請行動がまとめられているが、当時私もその年度、2015年度の4月まで生活環境常任委員だったので関わったのだが、そのときに私たちは設置計画、工事内容について住民にきちんと知らせてもらいたい、それが一番で、先ほど佐藤環境政策課長も言われたように住民にもわかりやすく説明するようなことも各社からお答えは来ていた。その中で基地局の設置等の際あらかじめ市に報告することについては具体的な案件ごとに相談して進めるという結論になっていて、市側もそれだという形で、私たちもそれ以上のことは求められないという感じだったが、実際にこの間、当時は6社で今は楽天モバイル株式会社が入ったので7社になったが、そちらから具体的に御相談があり、住民の皆さんに説明会を開いた等、そういうやり取りがあったことについてお答えいただきたいと思う。

佐藤環境政策課長 まず市側に携帯電話各社から情報提供いただいた件数を御紹介させていただきたいと思う。まず平成27年から通算して今日現在52件。これは新設や変更も含まれるが、全部で52件市に報告が寄せられている。その中で周辺住民の方に説明はしたかというところで、情報はなるべく早く市に寄せてほしいということで、これから説明をするということで全社お

答えをいただいている。ただ、地上から設置するアンテナについては、敷地境界を越えてそのアンテナの高さと同等もしくは2倍程度のところまで説明はしていただけるが、例えばマンションや集合住宅の屋上に設置されたものについては当該マンションや集合住宅の住民に対してのみで、それ以上市側も具体的に要請はできないので、協力をお願いはしているが、マンション・集合住宅のアンテナについてはそういう状況である。説明はそのように行っている。

もう一つ、近くに立てられたから少し不安だがあれは何なのだというようなお話については、この52件の案件すべてそういった市民からの問い合わせはない。だから、市がこのような形できちんと情報をキャッチしていることと、きちんと説明の指導を行っていることで市民の一定の不安は解消されているかと認識している。

橋本委員

確かに高さや距離という形で、5年前のときにもそういうことでは聖ヶ丘や永山の新設のものに対してあれこれあったときには随分と議会も絡むようなことになってきたが、今言われた新築マンションや既存マンションに立てることや、普通の平場に立てる場合もあるだろうが、何軒くらいの方にこの7社が説明をする範囲と認識して知らせたのか、そういう数的なことを市としてわかっているのか。

佐藤環境政策課長 数的なところは把握していない。範囲ということで、携帯基地局のアンテナの周囲何メートルのところまで説明をするという報告を受けている。

橋本委員

これは言った言わない論になるのでわからないが、一定のマナーとしてやっても住民が気づかなかつたりすることもあるかと思うが、このことについてはこちらも数が、本当は市としても何丁目何番地というところで、住民はこの範囲に10軒あるのか、マンションに何戸の人が暮らしているのかを明確に捉えることが対住民に対して必要だということは申し述べておく。

それから、一つこの陳情が出たのは、4Gの時代から5Gということで、私たちがガラケーの3Gから変わってきて、私自身もそうであるが、かなりの人が4Gのスマホのお世話になっているわけである。5Gのことについて市が捉えておられる内容でいいが、これは国会の中でも5Gの促進と

いう形で法律も可決されているので、全国的にこれから進めようと国としても認識していると私は捉えているが、その中で、陳情者もいろいろと勉強なさってミリ波のこと等が出てきて、今までと決定的に違うのは、今度はずっと細かく電波をきちんと十分に広げるための装置をつけなければいけない、私はそのように認識しているが、そういうことについて調べてみると多摩市はまだ5Gを使える場所がNTTドコモにも載っていないが、それでいいのか今の現状を教えていただきたいのと、それから、ソフトバンクやNTTドコモ等の7社から今後どうしたいということが市側に既に来ているのかどうか、その辺についても伺う。

佐藤環境政策課長 現状については、話が少しそれてしまったら申し訳ないが、4G、5G、あと3Gはもうないのかもしれないが、そういったアンテナの内容についてまでは情報として求めているので、今どのくらい4G、5Gが設置されているのかはキャッチしていない。もちろん7社からその辺の動きについて具体的な話はいただいている。件数的に見ると最近工事の関係で報告に来る業者も少し増えてきたかと感じているが、それが5Gの準備なのかどうなのかはわからない。それから、5Gを設置していくことについては国の考え方もあるから、これから次世代の通信環境も、地球温暖化対策もいろいろ進めていく中では、こういった環境の整備が必要になってくる場面も出てくるだろうから、必要なものと思っている。

橋本委員 今、最近増えているとお答えになった部分があるが、そのときに5G対応の機器かということは市側としてお聞きになっているのかいないのか、そういうことを聞くことを考えていないのか。

佐藤環境政策課長 そこは伺っているが、やはりこれは社外秘なのか、窓口に来られた方はそこら辺まではわからないというところかわされているので、報告されてきたものが4Gか5Gかわからないが、多摩市側はその辺のところも、これから社会的な問題にも、だんだん不安な声が出てきていることはキャッチしていたので、昨年あたりからアンテナの設置または変更は5Gのためかというところは伺っている。ただ、繰り返しになるが、事業者にはそういうことでお答えいただけない状況である。

橋本委員 確かに窓口だからといって、A社から来たのを、B社の人 cameたら、あ

そこはこうであるというふうに言うてはならないのは当然社会の道義上の責任だと思うが、今の話をお聞きすると、大体5Gに向けた準備も、一応7社のどこかはわからないが動きがあると捉えることはできたと思う。

もう一つ違うチャンネルで市民の方が、それから子育て世代の方が心配なさっている健康の問題については、確かに国の審議会答申を読んでも、それから答申に対する意見を見ても、モバイルの会社から促進せよという意見書は出ていても、個人の方のは非常に少なく、これではなかなかそれが主流になることはないかと思うが、私は立場としては、便利なものには欠点もあるから欠点を乗り越える努力をして次の世代に進まなければいけないと思うので、全部全く駄目であるとしてしまうと、4Gもそうだったから、一部の人に健康被害ということも、本人は深刻であるが、やはりエビデンスを私たち自身がなかなか持てる立場にないので、その辺は真剣に考えていかないといけないと思うが、市として今までの答弁を聞いていると、国が進めているし、健康については害のエビデンスは今のところ市としては持っていないので、様子を見てそのまま進んでいくことを容認する立場にしか見えない。それだけだと住民の皆さんの健康被害に対する責任は持てないと思うので、その辺のところ、これから2つも陳情が出たり、健康問題が出ているところを一自治体としてどのように住民に安心感を持ってもらう努力、エビデンスを本当に市としても持てるような努力をどのようにこれからしていこうとなさっているのか。

佐藤環境政策課長 電波というものはなかなか難しいもので、目に見えないところがある。市側とすると、今以上に例えば世界や国の総務省の発表をエビデンスの根拠として考えていかざるを得ないところであるが、様々な研究者・学者が調べているところもあるから、そういった情報もきっちりキャッチして総合的にどうしたら市民の不安が払拭できるのか、そういったところはホームページ等でも随時最新の情報提供しながら、今把握している内容を市民に提供していくというところで、まずは行動を進めていきたいと考えている。

池田委員 この問題のメリット、デメリットで考えるわけにはいかないと思う中で、多摩市は議会で趣旨採択ということで各事業者に要請行動をすることにな

っているが、この陳情書には海外のいろいろな識者からの具体的な例もあるが、例えば日本の自治体の中でそういうことを条例で規制している情報を得ているのかと、あともう1点、この問題は結構児童・生徒の保護者の方たちも非常に気にされているのがG I G Aスクール構想や、陳情者の先ほどの意見でも発達障害のことも言われていたが、このG I G Aスクール構想の中では保護者の方たちが非常に気にされているというところで、教育委員会との連携、情報交換はどうなっているのかお聞きしたいと思う。

佐藤環境政策課長 まず1つ目の御質問であるが、国内で今携帯電話基地局、これは4Gも5Gも関係ないが、規制というか多摩市と同じような形で取り組んでいるところは、昨日まで調べてきた。前回平成26年当時も調べていたが、昨日現在で見つけられたのは5つの市である。都内だと国立市、神奈川県の中だと鎌倉市と三浦市、茨城県のつくば市、福岡県の太宰府市の5市である。こちらで同じような取り組みをしている。

それから、教育委員会との連携であるが、先ほど申し上げたとおり目に見えなくて難しい問題で、基礎知識がないと科学雑誌を読んでもなかなか理解ができないところもある。だから環境政策課でその辺は一手に受け取っており、もちろんG I G Aスクールといったときに不安の声があるのだがというようなことがあれば、こちらの課に相談が来て、今現状だと世界や国の公式的なエビデンスはない、ただ、いろいろな研究者の中からは不安の声が出ているということで、では、どうしたら保護者の方の不安の声を払拭できるのかといった相談は随時お互いの中でやっているところである。

池田委員 私もいろいろと資料をでき得る限りで調べてみたのだが、それぞれいろいろな意見が専門家の中にもある中で、この陳情者が言うように議会が市の行政局に適切な指導をしてほしいというところまでは、その指導はなかなか難しいと正直今思っているところであるが、とはいえ、全くするなとも、5Gを進めるなとも、何とも言いがたいところもありつつ、健康被害を受けている事実を私も知っている方もおられるので、そういったときにいわゆる電磁波から身を守るようなグッズ等も今言われていて、そういうことについて市は何か研究や調査をしているのか。

佐藤環境政策課長 そういうものに興味を持って見るようにはしているが、初めのうちは

効果があるということで皆さんの話題になったりするが、後から例えば国民生活センターのホームページ等を見ると、実はそれはどうなのかというような話も多いので、なかなか具体的な防護策は見つけれないと思う。ただ、一般論で言うと電波は、一緒にしてはいけないのだろうが、騒音等も環境政策課でやっているが、波として伝わってきて、それが音として聞こえたり、今回のように電波という形になったりということで、例えばそれを遮断するためには鉛のような鉄板のようなものを置くと例えば騒音被害、そちらは高周波ではなく低周波であるが遮断できるから、やろうと思えばそれはできるのだろうが、そうすると、逆に今度電波の恩恵も受けられなくなってしまいますので、電波の恩恵も受けながらそういった不安も解消できるようないいものがあるといいのだろうと思う。話はそれだが、そういったことで興味を持ってその辺は認識している。

池田委員 健康被害であると訴えている方が実際に多摩市内でもいることを考えると、何かしら万が一進めていくという中では、アレルギーなどもそうであるが、しっかりとした対応策を取るべきかと思うので、今ははっきりとこれから身を守るようなものは明確にはないかもしれないが、今後もししっかりと研究が進んだら、そういうものを取り入れていくことはしっかりと考えていかなければいけないかと、これは意見として申し上げたいと思う。

岸田委員 電磁波で苦しんでいる方がいることは市で把握していると先ほど言われたていたが、例えばその方たちとどういのお話をされたか、もし数的に把握されていたりするようであれば伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 まずそういった声であるが、数的には記録していない。ただ、お話的には、この案件は私が直接受けた案件であるが、例えば日頃隣の家の室外機がうるさいのだと、それで耳鳴りするのだと、私は電波についても非常に感じ取ってしまう敏感な体質であるから何とかしてほしいといった声を受ける中で、本来の問い合わせ内容、相談内容は別にあるのだが、それに付随して電波についてもどうにか対策は何かないのかというような相談を、騒音の相談とともに受けるケースが数件あった。

岸田委員 いただいた資料の中にも電磁波の影響としていろいろなものが出ていた

りするが、電磁波だからイコールという症状が見られにくいのがこの電磁波過敏症の人たちで、それを周知していくのが難しいところかと感じている。その中で、陳情の中に環境にも被害があるのではないかと書かれているが、多摩市内の中で電磁波の環境への影響を感じられるようなことはあるのか。

佐藤環境政策課長 そういったところは把握していないし、伺ったこともない。

岸田委員 CMを見ていると、いいことのメリットは皆の中で共有されているかと思うが、果たしてそれがどういうものなのかがなかなか、私たちもそうであるし、市側もそうであるし、新しい技術で分からない部分もあると思うが、これからどういったメリットだけではない、デメリットがあるというのは学んでいかなければならないと感じている。実際にこういう方たちがいるのは市も把握されていると思うので、そういう方たちからもいろいろ話を聞いて、私も感じられなかったりはするが、感じられている方がどのようにいろいろなことを学ばれて、またどういったときにつらいのかを皆で共有するのが大事かと感じた。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 この際暫時休憩する。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま資料要求があった。まず1点目は、国内で4G、5Gに関係なく規制をしているのが5市あるが、その現在の状況についてももう少し具体的な取り組みを調べていただきたいということ。2点目については、市内の信号機の設置状況について情報提供をお願いしたい。3つ目は、5年前から各携帯の会社に対して要請行動が行われているが、その要請行動の結果について私たち委員会で共有するための資料。4点目、GIGAスクールが始まるが、教育現場に何か保護者が、あるいは先生方も含めてかもしれないが、市教育委員会に何か声が届いていないかどうかを調べてほしい

ということ。5点目に、健康被害ということでは、健康センターとも連携されていると思うが、具体的な相談内容や事例について御報告をいただくこと。最後、東京都の状況についても調べていただきたいと思う。

お諮りする。本件については以上の6件の資料要求の上継続審査としたいと思う。これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 御異議なしと認める。では、そのようにしたいと思うのでよろしく願います。

では、日程第2、第95号議案 市道路線の廃止についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 初めに、新型コロナウイルスの影響によって密を避けるという観点から現地視察を割愛させていただいている。所管である道路交通課長より委員会説明資料のスライドを用いて現地状況の概要を御説明させていただく。

檜島道路交通課長 第95号議案 市道路線の廃止についてである。現場の状況等をタブレットを用いて説明させていただく。タブレットは案件の2番である。

1ページめくって2ページ目である。まず初めに、位置であるが、こちらの位置図でお示ししている場所が第95号議案の所在というところである。総合体育館の東側約150メートル付近で、都道乞田・東寺方線沿いの水路敷の中である。

1ページめくって、3ページ目である。当該1-1065号線については、現況の水路内に位置している路線である。

4ページ目である。こちらが現地の状況写真である。左側の写真が路線の起点となり、現況水路内から都道乞田・東寺方線方向を撮影した写真である。右側の写真が路線の終点であり、起点方向から向かって撮影したものである。写真のとおり道路として機能は有していないことと、先ほども申し上げたとおり現況で水路内に用地があるので、こちらについては下水道課の依頼によって廃止後下水道課へ所管替えを予定しているところである。

1ページめくって、5ページ目である。起点である都道乞田・東寺方線側の境界の状況である。幅が0.9メートル、水路の北側、水路の外側にな

るが、境界石が確認できる。なお、本路線については、こちらの境界について平成19年度・20年度に実施した国土調査の際に確認済みとなっているところである。

1ページめくって、6ページ目、こちらについても水路の北側、外側にある境界びょうである。こちらの写真は終点側の写真である。第95号議案の廃止路線については以上である。

佐藤都市整備部長 それでは、ただいま議題となっている第95号議案について提案理由を述べさせていただく。道路交通課長からの資料説明があったが、現況水路敷と一体利用され、道路機能が廃滅している路線について所管替えを行うために市道路線を廃止するものである。

廃止路線の概算数量であるが、幅員0.9メートル、延長28メートルとなっている。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 1点だけお聞きする。以前から見ていてここが道路になっているという認識は全くなかったが、こういう状況のところはまだほかに残されているのではないかと思うが、その状況について伺う。

檜島道路交通課長 数量については、今地籍調査等が終わった後に調査をしているところであり、全体的にはまだ押さえていないが市内には何か所かあるという状況である。

橋本委員 ということは、どういう機会を見つけてこれ整理していかないといけないと思うが、その辺の方針について伺っておく。

檜島道路交通課長 整理するタイミングであるが、地籍調査等終わった時点で位置関係が明確になってくる。今回の場合だと水路敷の中にあるということであるので、一応下水道課に所管替えをする。例えばであるが、公園の中にあれば公園緑地課に所管替えをする。そのほか民有地にあった場合、隣接する方に払い下げ等の希望がないか伺いながら処分していきたいと考えている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第95号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第96号議案 市道路線の認定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 次に、第96号議案についてである。本案については、都市計画法第29条の開発行為により移管を受けた整備済みの道路を市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量は、幅員が4.5メートル、延長が33メートルとなっている。これによって市道の総路線数1,669路線、総延長は302.7キロメートルとなる。こちらについて担当課長より委員会資料を使って詳細の部分を御説明させていただく。

檜島道路交通課長 それでは、引き続き案件の3番について、タブレットを用いて現地状況等を説明させていただく。

1ページめくって2ページ目、こちらについては赤でお示ししている場所が96号議案の所在である。和田原通りの多摩保育園西側約300メートル付近、和田公園の東側約150メートル付近に位置している。

1枚めくって3ページ目である。こちらの認定を予定している2-250号線、右側の航空写真は開発以前の写真であるが、現在は既に道路が整備済みとなっている。

1枚めくって4ページ目、現在の状況写真である。左の写真が路線の起点である和田原通りから南側を撮影したものである。右側の写真が路線の終点である転回路付近を撮影したものである。

続いて、1枚めくって、こちらの写真、起点である和田原通り側の境界である。開発行為で設置されているので、すべての場所に境界点の新設されている。

6ページ目である。こちらは終点側の境界の設置状況となる。

以上が第96号議案の概要となる。

岩永委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第96号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

では、日程第4、第98号議案 多摩ニュータウン環境組合規約の変更
についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 第98号議案 多摩ニュータウン環境組合規約の変更について、提案
理由を説明させていただく。

まず議案の概要について。多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場のご
み処理区域再編に向け、多摩ニュータウン環境組合規約の改正が必要とな
ることから、地方自治法第290条の規定に基づき、規約改正案を議会の
議決に付すものである。

次に、改正の理由について。このたびのごみ処理区域再編の内容は、八
王子市、町田市における処理区域を変更することで多摩清掃工場で処理す
るごみ量を一定量移行して、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理を
目指すものである。

次に、改正の内容について。本日のタブレット資料、案件4、多摩ニュー
タウン環境組合規約の変更についてと題した新旧対照表もあるが、便宜
上6月15日のこちらの生活環境常任委員会資料13の2ページにごみ処
理区域の図があるので、そちらを御参照いただきたいと思います。下半分がご
み処理区域再編後の図になっている。まず八王子区域において現行の処理

区域に中山、南陽台、北野台、長沼町、絹ヶ丘を加え、一部現行の区域を町丁名ごとに整理する。町田市域において現行の処理区域に大蔵町、真光寺町、真光寺1丁目から3丁目、広袴町、広袴1丁目から3丁目、鶴川団地などを加える。多摩市域においては変更がない。

以上の改正の施行日は令和4年4月1日としている。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 今までよりも広いところから集めるということは収集するごみ量として増えるという方向だと思うが、この辺のところは、何トンというか何%くらい増えるのかと、2点目として、真光寺や広袴は道路的には若葉台の裏のような感じもするが、運んでくる道路についてはどのようなところを通って多摩ニュータウン環境組合に来るのか。その辺についてわかればお答え願う。

薄井ごみ対策課長 再編区域から発生するごみ量であるが、八王子市については令和4年度の見込みとして5,400トン程度を見込んでいる。それから、町田市からの搬入ごみについては、年間4,800トン前後を見込んでいる。

なお、現在の処理区域での可燃ごみの発生量は年間4万6,200トン程度である。先ほど申し上げた八王子市の5,400トンのうち可燃ごみが5,100トン、町田市の4,800トンのうち可燃ごみが4,500トンと見込んでいるので、合計すると5万5,800トンとなる。こちらは多摩清掃工場の機能を著しく損なわない最低限の必要量の目安としている5万4,000トンを上回って確保できる見込みになっている。

それから、町田市の拡大区域の搬入経路であるが、鎌倉街道等を通して、多摩市内の生活道路は通らない見込みになっている。

橋本委員 これが令和4年、2022年の4月からであるが、一方では多摩ニュータウン環境組合の炉も改修が必要な方向でいろいろ検討が多摩ニュータウン環境組合の議会等でもあるのだが、そうすると、そういうところに行ったときに増えたところは今度また八王子市と町田市の2市ともほかのところがあるので多摩市のように困ることはないと思うが、そういう変更も視野に入れて今回2年後の改正が決まっているのだろうか。新設工事が多摩

ニュータウン環境組合でそのうち行われるであろうということも含んで検討しているのかどうかである。

薄井ごみ対策課長 このたびの区域再編は八王子市及び町田市で予定している新工場の稼働を含んだ計画になっている。

橋本委員 多分近隣の唐木田の方とのコミュニケーションはいつも取っておられるので、地元についての説明はいいかと思うが、八王子市と町田市で込み込みでやっていって、だが、これから新設の問題も議会の中で、こちらの議会でも、多摩ニュータウン環境組合の議会でも話題になったりしているので、今回は2年後に一定増やして焼却可能な中でやっていくということであるが、その辺の変化について今後こういう委員会の中でもぜひ御報告をしていただきたいので、その辺の方向性だけお答えいただければ、今回については結構である。

薄井ごみ対策課長 多摩ニュータウン環境組合の中期経営計画ビジョン2022の中で、多摩清掃工場の新工場の稼働の予定は令和14年になっている。ただ、これに向けては現在その検討過程であり、建て替えも可能性の一つとして含めた検討作業を進めている。また、その検討の方向性がある程度見えてきたら、この議会にも報告させていただく。

岸田委員 橋本委員からもあったとおり、地域住民だけではなく、意思決定過程をぜひ見せていていただきたいというのが一つと、今回気候非常事態宣言を多摩市で出しているということで、今回のことではないが、そういった建て替えも含めたときに、温暖化対策について話し合いが反映されていくのかどうかだけ一つ確認させていただきたい。

薄井ごみ対策課長 ビジョン2022に基づく多摩清掃工場の新工場の検討に当たっては、地球温暖化対策も含めていかに工場を効率的に稼働していくかという観点で検討もされていく予定である。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第98号議案 多摩ニュータウン環境組合規約の変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 御異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時08分 休憩

(協議会)

岩永委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会に入りたいと思う。協議会番号の1から3までくらしと文化部となっているので、まとめて説明をしていただいて順次質疑というふうに思っている。

では、まず1番目の連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 協議会の1件目である。連光寺複合施設とトムハウスの大規模改修についてこれまでも進捗については御説明申し上げてきたが、6月の協議会及び勉強会等で御説明した以降の状況について報告するものである。主にスケジュールを少し後ろへ倒すといったようなことが主な内容となる。詳細については齋藤コミュニティ・生活課長より説明をさせる。

齋藤コミュニティ・生活課長 私からは、2件の大規模改修工事について新型コロナウイルス感染症の影響によって基本・実施設計業務委託の完了が2か月ほど延長になった。この件について御報告いたしたいと思う。

それでは、資料を御覧いただきたいと思う。生活環境常任委員会の本日の資料の中から協議会1、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニ

ティセンターの大規模改修の進捗状況についてを御覧願う。

まず連光寺複合施設について御説明する。連光寺複合施設の大規模改修工事の基本・実施設計業務委託については、1番(3)に記載しているとおり、本年11月を終了予定としていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によって通常よりも見積り作成に時間がかかっているため、2番の変更点のとおり来年1月を終了の予定に変更させていただく。今後の予定については、3番にあるとおり改修工事については予算を令和3年度予算として多摩市議会に上程させていただく予定である。これをお認めいただいた後、6月議会にて改修工事の契約締結の議案を上程させていただきたい、このように考えているところである。なお、この前提で考えていったところ、改修工事後の開館は秋頃になるかと考えている。なお、今回の工期延長に伴うスケジュールの変更について、8月2日、日曜日に地域の懇談会において説明をする予定であった。しかしながら、感染症の感染状況が思わしくなかったため延期とし、郵送による情報提供を行ったところである。地域の皆様への情報提供としては、懇談会の開催について改めて考えていきたい、そのように考えている。以上が連光寺複合施設大規模改修工事についてである。

続いて鶴牧・落合・南野コミュニティセンター、通称トムハウスの大規模改修工事である。今の同じ資料の下の段を御覧願う。トムハウスの大規模改修工事についても、1の(3)のとおり今年の10月を終了予定としていた。しかしながら、こちらも同様に新型コロナウイルス感染症の影響によって通常よりも見積り作成に時間がかかり、2番の今回の変更点のとおり令和2年12月に基本・実施設計業務委託の終了に変更させていただくものである。3番の今後の予定(2)にあるとおり、改修工事については、令和3年度予算として多摩市議会に上程する予定である。これをお認めいただきました後、6月議会にて改修工事の契約締結議案を上程させていただきたい、こちらもこのように考えている。連光寺複合施設と同様、トムハウスにおいても改修工事後の開館については秋頃と考えているところである。

なお、3番(1)にあるように、今回の工期延長に伴うスケジュールの

変更については、11月にトムハウスで開催予定である利用者懇談会において運営協議会と相談の上、改修前の施設がいつまで利用でき、改修後いつから利用できるのか等々、細かいところを確認し、皆様に御説明をしていきたいと考えている。以上がトムハウスの大規模改修についてである。

須田くらしと文化部長 1点だけ補足をさせていただく。今は連光寺複合施設とトムハウスであるが、ストックマネジメント計画に基づいて複合館、コミュニティセンターについては順次改修に入っていく時期になっている。ただ、新型コロナウイルスの関連で財政のことももちろんであるし、いろいろな状況を踏まえて、今後改修のペースをどのように踏んでいくのか、その辺りについては今内部で検討しているところであるので、またその辺りのところ一定の検討が進む中で御報告させていただきたいと思っている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 コロナウイルスと言われると、私たち何でもそうかというような感じになってしまうが、この2件について当然途中で基本・実施設計の業者が2つ決まっているので、どのように遅れていくのかが私たちなかなか分からない。リモートでやっていたのがどうなのか、コンピューターが別に遅くなるわけではないから、どうしてこのようなことが起きるのかを今後の勉強のために教えていただいて、それは最後に先ほどくらしと文化部長が言われたようなストックマネジメント計画のすべてのことに一つが遅くなれば玉突き状態で多分遅れていくことになると思うので、今回の2つのことについての途中経過、なぜ1か月半くらい納期が遅れてしまうのか、そこが分かれば教えてほしい。

澤井施設保全課長 今回の連光寺複合施設とトムハウスの改修の設計遅延については、設計では受注した設計事務所が自ら図面を描いたりする作業と、専門メーカーにお願いしてその専門メーカーから図面や見積りを徴取する作業が発生する。今回については、専門メーカーによる図面作成や見積り作業が通常以上に時間を要したこと、あと在宅勤務を実施しているメーカーが複数あり、図面や見積りの送付日の回答が得られない状況が続いた。具体的にはどのようなものがあったかという、例えば電気設備工事で言うとよく壁にあるブレーカー等が入っている電気盤、それ以外に音響設備、あと機械

設備では空調設備、そういったところの専門メーカーからのいろいろな図面や見積りが遅延してしまっている状況である。これからについては、大分回復の傾向があるので、これ以上コロナウイルスの影響で遅れるとは今のところ考えていない。

橋本委員 納期には大体予定があると思うが、予算でそこが受託して仕事をするわけであるが、こういう遅れに対する補償はどうなっているのか。

澤井施設保全課長 今回のコロナウイルス感染症に対する、いわゆる設計、例えば工事などでもそうであるが、遅延については受注者の責によらないということが世の中の流れになっており、お互い協議の上で必要な期間を延長する形を取っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、2番目の「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」策定方針と3番目の「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」基本目標について、一緒に市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、案件の2番目と3番目について併せて御説明を申し上げます。いずれも「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」に関するもので、2件目は策定方針が定まったのでその内容について御報告するもので、3件目については基本目標についても一定の整理をしているので、併せて報告をさせていただくものである。内容については河島平和・人権課長より説明させる。

河島平和・人権課長 それでは、6月3日勉強会でお示ししたスケジュールに沿って現在「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の策定に向けた検討を現在進めている。本日は、7月20日付で決定した策定方針と、7月21・22日で開催した市民ワークショップ、8月3日開催の男女平等参画推進審議会、8月18日開催の女と男がともに生きる行動計画推進会議で検討した、基本計画について説明する。

まず策定方針について説明する。資料を御覧願う。この行動計画の策定方針は、7月2日の女と男がともに生きる行動計画推進会議での議論を経

て、7月20日付で決定した。

表紙をめくっていただいて、計画の目的は「多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条に基づく計画で、計画の期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間、令和8年度(2026年度)に中間の見直しを行う。

次に、3、現状と課題である。令和元年12月の世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数121位という日本の順位、本年1月に実施した市民意識実態調査における意識を現状として挙げている。また、現行の行動計画の平成30年度の課題ごとの推進レベルについても、TAMA女性センターが実施する各種講座の参加率、認知度などは推進レベルで最低の評価となっている。多摩市男女平等参画推進審議会による外部評価でもこれらのことが指摘されているほか、平成29年度と平成30年度に2つの政策提言をいただいている。これらの課題のほか、DVの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進など対応すべき課題はいまだに残っている。また、今年に入り新型コロナウイルス感染拡大により既存の社会問題が顕在化・深刻化し、新たな問題も発生している。そのほか、様々な課題を解決するための実効的な施策について検討していくことになる。

2ページ目、4、計画が目指すものである。女と男の平等参画を推進する条例第1条に規定するすべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することとしている。

5の計画が持つ理念については、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第3条に掲げる①から⑥の基本理念に基づき策定する。記載しているのは条文を要約したものになっている。

次に、6、計画の位置づけである。資料を御覧いただき、①から⑦のとおりである。現行計画との違いであるが、ページをめくっていただいて3ページ目、⑤女性活躍推進法の市町村推進計画、⑦SDGsの基本目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に対応という2点が加わったところになる。

7について。本計画は主に2つの視点により策定作業を進める。1つ目は、現行計画における目標未達成課題の整理及び施策の見直しである。ま

た、引き続き評価指標を盛り込んだ効果検証可能な計画としていく。2つ目は、現計画策定後現在に至り、新しく施行された法律や計画及び社会情勢等に係る変化の主な項目を列記しているが、これらに対応した各施策を推進していく計画としていく。

4ページ目になり、8の策定体制についてである。まず市内・市役所内の検討体制は、(1)の①から⑤のとおりとなっている。⑤の基礎資料となる市職員意識実態調査は499人の職員から回答があった。現在市民調査と同様詳細な集計分析を進めているところである。(2)審議会である。8月3日は市長が次期行動計画について諮問した。(3)市民参画については、既に実施した市民ワークショップの意見は市公式ホームページに掲載している。最後に、素案の段階でパブリックコメントを実施する。

別紙1から3は、以上を説明したものを図式化したものになる。

策定スケジュールは、6月3日の勉強会でお示ししたとおりになるが、資料最終ページの別紙4のとおりで、新年度から運用開始できるように進めているところである。策定方針の説明は以上となる。

続いて基本目標について説明する。基本目標は今後10年間における市の状況や社会情勢の変化を想定し、今後具体的に検討を進めていく課題や施策といった計画の体系の方向性を示すものとする。市民ワークショップや審議会での意見を踏まえ包括的な表現を選択し検討し事務局案を作成、8月18日開催の多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議を経て資料のとおり4つの基本目標を設定した。これらの基本目標をベースに、課題、個別施策等を当てはめ、検討を続けていく。資料を改めて御覧願う。右が新しい基本目標としている4つの項目である。さきに申したが、この記載順は改めての検討となるが、記載順に沿って説明する。参考に、左に現行計画の目標、中心に本計画の策定方針の2つの視点を入れている。

では上から順番に説明していく。まず性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現である。平成26年1月、多摩市女と男の平等参画を推進する条例の施行後初めて策定する行動計画であり、これまでの女と男だけでなく、条例第1条の目的、すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現する趣旨を反映させた表現であり、市民ワーク

ショップでも10年後の目指す姿として市民からいただいた表現で、こちらを尊重することとした。

次に、2番目である。ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進である。ワーク・ライフ・バランスの推進は、現行計画の3つの重要課題の1つとして位置づけている。市民調査からもワーク・ライフ・バランスの実現には至っていないという結果になっている。今後テレワークなど多様な働き方が浸透し、男性の家事・育児等への参画を促し、一層ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していく姿勢を示していくこととする。また、本基本目標に含まれる施策の一部を女性活躍推進法の市町村推進計画として新たに位置づけること、市民調査の結果から依然として男女の平等感は多くの場面で男性が優位となっており、女性活躍推進法の基本原則、女性の職業生活と家庭生活の両立がうたわれていることから、女性のあらゆる分野や場面における女性の地位向上、活躍に向けた取り組みが引き続き必要であると考えられるため、あらゆる分野における女性の活躍を組み合わせた。

次、人権尊重とあらゆる暴力の根絶である。人権問題は社会と個人、個人と個人など、あらゆる状況下で起きる問題である。条例の前文に条例制定が目指すものとして人権の尊重が記されている。また、本基本目標に含まれる施策の一部を配偶者暴力防止法の市町村基本計画として現行計画から継続して位置づけることから、「あらゆる暴力の根絶」という表現にした。依然としてDV等の暴力はなくなり、女性の被害者が圧倒的に多い状況でもある。さらに、新型コロナウイルス感染症によりDV等の暴力の増加、深刻化も懸念されている。このような状況を踏まえつつ、条例の基本理念やジェンダー平等の観点からすべての人を対象にした「人権尊重とあらゆる暴力の根絶」を目指していくという表現とした。最後に、男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進である。現行計画に引き続き庁内組織が一体となって取り組みを強化し施策の実現を図るとともに、施策展開の拠点であるTAMA女性センターの機能充実など、総合的に取り組みを推進し、男女平等参画社会の実現を目指していくという考え方から、この表現とした。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、環境部になる。まず4番目、地球温暖化対策のためのクール
チョイス啓発誌の配付について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、地球温暖化対策のためのクールチョイス啓発
誌の配付について御説明をさせていただく。令和2年7月にクールチョイ
ス啓発誌を全戸配布したので報告する。

協議会資料の4を御覧願う。作成までの経緯である。市と市議会は、気
候が危機的な状況であることを市民と共有し地球温暖化対策に積極的に取
り組むことを目的として、6月25日に多摩市気候非常事態宣言を共同で
表明させていただいた。宣言後最も重要なことは一人ひとりが気候危機を
自分のこととして考え取り組むことであるというところから、市民と気候
危機を共有する方策として、環境省が推進しているCOOL CHOICE
Eという地球温暖化対策のための賢い選択の啓発を行うこととした。

啓発誌の概要である。啓発誌はCOOL CHOICEの紹介のほか、
気候非常事態宣言や、令和元年度12月に気候についての講演をしてい
ただいた国立環境研究所の江守正多副センター長のコメントを掲載してい
るところである。配布に関しては、7月末、7月27日から31日の4日間
で市内全戸に配布を行ったところである。先ほど言ったが、COOL C
HOICEの紹介、クールシェアの紹介、地球温暖化の内容の説明、江守
正多氏、多摩市長、議長のコメントを掲載させていただいて、多摩市気候
非常事態宣言の紹介を行ったものである。後ろのほうに関しては、クール
チョイスの冊子がデータとしてついているのでよろしく願います。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは5番目、気象観測装置POTEKAの設置について、市側の説
明を求める。

佐藤環境政策課長 では、協議会資料5番、気象観測装置POTEKAの設置について説

明する。これまで課題としていた局地的で急激な気象変化を素早く情報提供ができるシステムについて、本庁舎屋上に新しい気象観測装置POTEKAを設置したので報告する。

まず資料の説明に入る前に、経過とこのシステムについて簡単に話をする。これまでの機械はデータをCDで回収して作業掲載するようなアナログ的処理を行っていた。また、維持管理にかかるランニングコストも多額の費用がかかっていた。そこで、今回このPOTEKAを設置したことで7月からはデータ処理もクラウド形式で行う形を取って、屋上の観測値がリアルタイムでホームページでも見られるようになったところである。では、資料を御覧願う。

まず1番、POTEKAとはということである。まず観測項目であるが、今こちらに記載した9個の項目について測定を一体型で行っている。様々な場所に設置可能な小型の気象計で、それらを結ぶネットワークで多摩市に限らず、この辺だと東京農工大学等にも設置されているが、そういったところとも情報の連携でつながる形で構成されている気象観測装置となる。

2番、効果である。こちらは多摩市の気温や湿度などの気象情報をスマートフォンでもリアルタイムに確認することができる。豪雨対策、防災対策、熱中症対策等に活用できるほか、生活の場面でも役立てることが期待される。下に例を4つほど載せているが、特に気象庁の雨雲レーダーともリンクしてホームページもしくはスマートフォンでそのアプリを見ていただくと、近くに雲があればもうすぐ記録的短時間大雨情報、例えばゲリラ豪雨がちかづいてくる気配がある、あと気温も、今日は全国的に熱中症に警戒しなければいけない日だといったことを把握できる効果も期待できるところである。

3番目、ダウンロードであるが、こちらはiPhone用とAndroid用のそれぞれのQRコードを載せているので、皆様もぜひご活用いただきたいところである。

ホームページの公開はどうなっているかであるが、4番目に、一応これはその画面をつけさせていただいた。多摩市の公式ホームページにはいろ

いろな情報が入っており、様々な情報が速やかに素早く見られるもの見られないもの、階層が深いとなかなか時間がかかってしまう。こういった情報はやはり迅速にキャッチできるように工夫していかないといけないと考えていたので、トップページのいざというときにというところの一番下、市内の気象情報という形で載せさせていただいたので、そこを押していただくと、一回環境政策課のホームページをどうしても開かざるを得ないが、その中からまた押していただくと外部リンクに飛ぶようなシステムになっているので、ホームページで御覧になるときはそういったところで御覧いただければと思う。

最後であるが、この機械は太陽光パネルを使って動かしている。庁舎の電力は一切使わず再生可能エネルギーで賄っているところも意識して今回は導入したところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 私も早々にこれをダウンロードさせていただいていつも見ているのだが、例えばこれは各個人で登録してほしいというお知らせなのか、あとこの情報を利用して所管として何か発信することがあるのか、その1点だけお聞きしたいと思う。

佐藤環境政策課長 今この気候変動でいろいろなことが起きている。環境への影響、防災対策、健康については横の連携というところで、環境政策課では情報を速やかに発信するというところまで整ったので、ここから先は各課と連携して、例えば暑さ対策、豪雨対策につなげていっていただきたいというところで、環境政策課とするとここまでまずやって、そこから先は地球温暖化対策もあるが、具体的には暑さ対策や水害がポイントになってくると思うから、そこは関係課と情報を今交換して何ができるのかを検討しているところである。

池田委員 そこが大事だと思う。市民の方たちにこれを利用していただくことも大事であるが、市としてもしっかりとこれを活用して施策に結びつけていくことが非常に大事かと思うので、それも見える化できるといいなと思うのでよろしく願います。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、6番目、今後の多摩中央公園改修スケジュールと条例の改正内容について、それから7番目、連光寺・若葉台里山保全地域に関する取り組みの進捗状況について、公園緑地課から続けて説明していただいて、質疑はそれぞれ行いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 それでは、最初に多摩中央公園改修スケジュールと条例の改正内容について、資料は協議会6番目をお開きいただけたらと思う。

冒頭に記載のとおり、多摩中央公園の改修については、にぎわいと活力・魅力の向上を目指した民間事業者の創意工夫、技術力等を活用するPark-PFI制度の導入を目指していく。今回、今後の改修に向けたスケジュールとPark-PFI制度導入に必要な条例改正について御説明をさせていただきます。

最初に、今後のスケジュールである。スケジュール表を御覧いただければと思う。令和2年10月には公募設置等指針、要求水準書の案を公表する。公募設置等指針は、法に基づいてPark-PFI公募に当たって各種応募条件等を定めたものである。また、要求水準書については、改修内容、あるいは改修後の管理業務の水準を示すものである。これらの公表の後、11月から12月にかけてこれらの案に対する事業者からの意見聴取を行う。さらに、12月議会で後ほど説明する条例改正をお願いしたいと考えている。年が明けて1月に公募設置等指針・要求水準書の正式な公表を行うとともに、プロポーザルによる公募を開始する。8月には事業者を決定して12月議会で指定管理者指定の議決をお願いする予定である。令和4年1月には実施設計に入り、工事を経て令和6年7月の開園を目指していく。

次に、2番の公募設置管理制度導入に伴う多摩市立公園条例の改正についてである。Park-PFI制度の導入に当たり、特例措置が可能になるので、それに伴う条例改正を行う。

まず(1)公募対象公園施設の建築面積に対する建蔽率の改正である。建蔽率とは敷地面積に対する施設の建築面積の占める割合となるが、1つ

目の丸に記載のとおり、現行条例では通常2%となっている。ただし、休養施設や運動施設、教養施設などについてはさらにプラスで10%の建蔽率が既に認められている。2つ目の丸のところであるが、Park-PFI制度の創設に基づいて民間事業者が設置する公募対象公園施設、これはいわゆる収益施設であるが、こちらについても同様にプラス10%の建蔽率の特例が認められているもので、このための条例改正を行うものである。Park-PFI制度を使わない場合、飲食店や売店等の便益施設の建蔽率は2%となるが、Park-PFI制度を使った場合はプラス10%上乘せされることになる。

なお、米印の1つ目にあるとおり、1つ目の丸で記載の現行条例で既に認められている10%と、2つ目の丸で記載のPark-PFIで認められる10%はダブルカウントされるものではなく、双方合わせて10%となり、その下に図があるが、現行の特定建蔽率10%の中に新たに項目を追加するイメージになる。なお、図のすぐ上の米印で記載しているが、図書館建設後の使用建蔽率は4.81%であり、実質的に建築可能な建蔽率は7.19%となっている。

資料の次のページをお開きいただいて、真ん中に表を記載しているが、それがその内訳になっているので、細かいところは後ほど御確認いただけたらと思う。

次に、その表の下の(2)公募対象公園施設に対する使用料、占用料の設定のところである。1つ目の丸であるが、公募対象公園施設の設置管理許可に基づく土地の使用料、つまり収益施設を設置した場合の土地の使用料を新たに条例で規定する。続いて2つ目の丸で、Park-PFI制度で広告塔や看板が特例占用物件として認められるため、同物件に係る占用料を新たに条例に規定する。それぞれの内容は、その下の表のとおりとなっている。

表の下の使用料算定の考え方であるが、平成30年度のPPP事業手法導入可能性調査業務委託において、事業者に対してアンケート及び個別ヒアリングを実施した際に事業者が適切であると回答した使用料の最低値を単価として設定している。これを上回る利益については、利用者サービス

や整備に充てることを公募時に提案させていただき予定でいる。こちらの考え方として、事業者の家賃を求めるものではなく、市民に還元を求めていくことを重視していくものである。

それでは、続いて連光寺・若葉台里山保全地域に関する取り組みの進捗報告についての説明に移らせていただく。資料は、協議会7の資料をお開きいただければと思う。

こちらの資料冒頭記載のとおり、9月3日に東京都の自然環境保全審議会本審が開催され、答申が出された。改めてこれまでの経過を含め、取り組みの進捗状況を報告させていただきものである。

まず1の保全地域の概要のところを御覧願う。こちらの右下に図面を載せているので、こちらでも御覧になりながらお聞きいただければと思う。連光寺・若葉台里山保全地域は、多摩丘陵の北部にある多摩市東部、それから稲城市との市境に位置しており、多摩市連光寺6丁目及び稲城市若葉台4丁目にまたがる地域で、樹林地や耕作地、湿地など多様な環境が組み合わさった里山景観となっている。平成26年度に既にこの地域が指定されているが、そちらが図面の赤枠で囲まれた部分になっている。面積としては3万2,923平米、うち多摩市分が1万5,723平米、稲城市分が1万7,200平米となっている。稲城市分は図の下の赤枠部分、尾根幹線に沿った弧を描いているような部分になる。図の右上の水色の枠で囲まれた部分があるが、ここが谷戸の湿地になっており、ここは都の野生動植物保護地域にも指定され、キバサナギガイあるいはミズコハクガイ等の希少動植物が生息し、都内でも希少な湿地環境となっている。

また湿地内には、図の左側に写真があるが、そのような自然の水路や水田などもあるような状況となっている。そして、今回拡張する区域が図の黄色で囲まれたエリアになっている。面積は1万6,371平米ある。今回拡張する理由として、図の濃い青色で囲まれた部分があるが、こちらが湿地の集水域になっており、希少動植物の保全に欠かすことのできない水源涵養の役割を担っているので、今回集水域エリアの一部を保全地域に指定し、この貴重な自然環境を将来にわたって保全していくものである。

資料の2ページ目をお開きいただければと思う。3のこれまでの経過の

ところを御覧いただければと思う。本取り組みについては、令和元年の12月議会の生活環境常任委員会で最初に御報告をさせていただいた。令和2年2月末に拡張について東京都自然環境保全審議会に諮問して、8月6日には東京都自然環境審議会の計画部会で審議がなされ、区域の拡張及び保全計画書について了承された。これを受けて9月3日の保全審議会本審で拡張について答申が出されたものである。

4の保全計画の主なポイントである。左側の拡張区域のところであるが、水源涵養機能を保持するため現状の農地及び草地としての保全、また農地の部分については、都民ボランティア、福祉団体、近隣の住民団体等多様な主体と協働して農作業の場として活用していきたいと考えている。また右側の湿地のところであるが、こちらは平成26年度指定時の内容に新たに拡大しているキショウブの群落について、貝類に配慮しながら複数年かけて除去して、低茎の湿性草地への移行を図っていきたく思っている。また、湿地の下流部に現れた荒れ地雑草群落の湿地化も図っていくこととする。下のカラーの図は、目標植生図になっているので、細かいところは後ほど確認いただければと思う。

最後に、一番下の5の今後の予定であるが、今月下旬には保全地域の区域拡張及び保全計画の変更に関して縦覧が実施される予定である。その後、10月下旬から11月上旬頃に告示がされ、正式決定することとなる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。それでは、まず6番目、今後の多摩中央公園改修スケジュールと条例の改正内容について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、7番目、連光寺・若葉台里山保全地域に関する取り組みの進捗報告について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、本件についてはこれで終わる。

では、協議会の8番目、多摩市道路占用料等徴収条例ほか2条例の改正について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 それでは、協議会案件の8番、多摩市道路占用料等徴収条例ほか2条例の改正について、概要を私から御説明させていただく。

本件内容は2点あり、1点目は道路の占用料等徴収条例の一部を改正して関連する多摩市立公園条例、また多摩市下水道条例についても今後改正を行い、市内における公有財産の使用料の均衡を図ろうというものである。多摩市立道路占用料等徴収条例については、その単価について東京都の道路占用料等徴収条例に準拠している。東京都が本年4月から単価改正を実施したことを受けて、多摩市もこれに合わせて改正をしたいというところである。また、多摩市の公園、それから下水道の使用料単価は多摩市の道路占用料の単価に合わせているところから、同様に改正をするものである。また、もう1点、条例改正に合わせて道路占用における無電柱化に資する減免措置について、東京都に準じて減免措置の基準を追加するものである。概要は以上の2点となるが、詳細については、資料に沿って担当課長から御説明をさせていただく。

檜島道路交通課長 先ほど都市整備部長からも説明があったが、東京都の改正に合わせて、準じた形で多摩市の道路占用料等徴収条例の単価の改正をしたいというものである。この改正において、資料は協議会8番のところである。

今回の改正で、12の占用物件において単価の改正を1円から610円の範囲内で改正を予定している。占用料の総額としては、道路、公園、下水道の3条例の合計として約67万円の増額が見込まれている。

また今後の予定であるが、12月の第4回定例会に改正案を上程して議決をいただいた後、令和3年4月1日より施行したいと考えているところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

岩永委員長 協議会を再開する。

案件の9番、永山学園通り周辺の柳（街路樹）などについての意見交換

会の実施結果から、12番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和についてまでは道路交通課であるので一括して説明いただいて、質疑はそれぞれ行いたいと思う。

檜島道路交通課長 それでは、道路交通関係4件について一括して説明させていただく。

まず協議案件9番である。永山学園通り周辺の柳（街路樹）などについての意見交換会の実施結果である。本件については、8月23日の日曜日に永山公民館で開催させていただいた。開催に当たっては、たま広報8月5日号、多摩市公式ホームページ、沿道の自治会様等にPRチラシ等で御案内をさせていただき、6名の方に参加していただいた。

この意見交換会では、多摩市における街路樹の現状、柳の伐採の検討内容、歩道空間のあり方などについて説明をさせていただき、最後に現地確認も行いながら皆さんと意見交換をさせていただいたところである。

意見交換の中では、柳の状態の悪い実情を皆さんに御理解いただき、現地の状況も見た上で、伐採については御理解いただくことができたと考えているところである。将来的な歩道空間に関しては、3つの歩道パターンを出席された方にお示しして、1つは植栽がない状態、2つ目として現状と同様の植樹ますを設けて、植樹ますに街路樹を植えていくというもの、3つ目として歩道沿いに低木等の植樹帯を設けてところどころに中木等の街路樹を植えていく、そういった3つのパターンを紹介させていただいた。

その際、皆様からの意見としては、歩行は通行しやすいように何もないほうがよいという方もおられたし、歩道幅員は広いほうがよろしい、また、舗装の見た目にも配慮してカラー舗装等をしてほしいという御意見、また歩道の舗装は水が浸透するようになってほしい、それからガードパイプの再整備を検討してほしい、そういった意見があった。

将来的な歩道空間については、諏訪・永山まちづくり計画等の再編などともに皆さんの意見を聞きながら引き続き検討していきたいと考えているところである。柳の伐採については、明日、9月15日火曜日から順次進めていく予定としている。協議会9番は以上である。

続いて協議会案件10番、レンガ坂の改修についてである。レンガ坂に

については、現在自転車・歩行者が分離されていない状況である。自転車・歩行者の交通量が非常に多いこと、植栽されているユリノキが台風等の風により倒木で歩行者などへの危険性が懸念されている状況である。昨年の台風第15号では13本のユリノキが倒木している。

資料の左下である。改修方針①②と書いてあるところであるが、平成30年度に実施した利用者へのアンケート調査によると、図にあるとおり両側に歩道、中央部に自転車道を新たに配置し、自転車と歩行者を分離して交通の安全と円滑化を図ることについて賛成の意見が多数あったという結果が出ている。

資料の右上の改修方針③ユリノキの更新についてであるが、現在レンガ坂に植栽されているユリノキが106本ある。その他カエデ類を含めて120本が植えられている。樹木診断の結果、ユリノキ66本、カエデ類11本について何らかの異常が見られ、全体の約64%の街路樹に異常の診断が見られている状況である。また土壌や地下に共同溝が埋設されている関係で根が30センチメートル程度しか展開されていない。こうしたことから強風による倒木の可能性が非常に高い状況である。また多数の文献では大きさなどから移植は困難との見解が示されているところである。したがって、土壌や安全性の観点からレンガ坂に適した街路樹への更新を検討してまいりたいと考えているところである。

今後の予定である。ユリノキの更新、それから将来の植樹に関するアンケート調査を10月上旬から約1か月間、近隣の店舗等に御協力をいただきながら開催する予定でいる。また10月下旬にはレンガ坂の南側にある広場でオープンハウスを開催したいと考えている。将来の植樹については、アンケート調査等の結果を踏まえて、専門家の意見を聞き、選定していきたいと考えている。また令和3年度から4年度にかけて改修工事を実施する予定でいるが、改修に当たっては滞留空間を設けるなどして歩行者が利用しやすい空間の確保、イベント等が行いやすいように電源や水道の設置をするとともに、レンガ坂のイメージを生かしつつ、滑りにくい舗装への改修を計画してまいりたいと考えている。協議会案件10番については以上である。

続いて協議会案件11番、地籍調査事業における実施計画の変更についてである。

まず1つ目として、これまでの経緯であるが、地籍調査事業については、昨年度実施計画を変更したところである。昨年の変更については、聖ヶ丘3丁目、連光寺1丁目において公図の混乱や所在不明の地権者、既存資料の不存在といった課題が確認されたこと、これらの課題解消に資する法改正を国が予定していたことから、事業期間を令和4年までとしていたものを令和6年までと変更したところである。

2つ目の新たな課題と変更理由であるが、ここで昨年度末に国土調査法の改正がなされ、境界の確認に全員同意が前提だったものが、一部の地権者の同意と公告で境界を確認する制度、法務局における筆界特定を利用できる制度、所在不明者の探索権限の付与といった法整備がなされ、事業の続行に一定の道筋が立ったところである。一方で、これらの制度の運用について各種手続が必要になってきて、そういった手続に長期的な対応を要することが判明してきて、現在の事業規模では地権者に対して十分な対応が困難となることが想定されている。

また、新型コロナウイルス感染症による新たな課題として、境界の立会いによる感染リスク、補助金を含む財源の不足が懸念されてきているところである。これらを考慮して今回実施計画の変更を行うものである。

資料の2ページ目を御覧願う。主な変更点となるが、調査期間を令和6年度から令和8年度へ2年間延伸する。それから、地図で示しているが、現在青の太線で調査を予定したエリアを、赤の点線、東部団地については黄色で網かけしたエリア、これらに細分化して調査を進めていきたいと考えている。

今後の予定については、対象となるエリアの地権者様等に計画の変更を戸別に通知して周知を図っていく予定である。協議会案件11番については以上である。

続いて協議会案件12番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和についてである。

1番の概要であるが、国や東京都では、新型コロナウイルス感染症の蔓

延防止や経済的な影響を受ける飲食店等を支援するため、沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の緩和を実施しているところである。この施策については、従来路上での飲食店の営業を認めていなかったものであるが、一定の通行空間を確保することなどを前提にして、三密の防止といった観点から路上におけるテラス営業を緊急措置として認めるものである。本市においても同様の施策の実施について経済観光課を主体に検討してきたが、このたび多摩中央警察署との調整が整ったので新たな道路占用の緩和基準を制定したところで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地元飲食店等への支援を実施していきたい。

今後の予定であるが、現在市公式ホームページでの掲載、各商店街への声かけ等の周知を行っており、申請があり次第順次許可をしていきたいと考えている。なお、今回の緩和については、本年11月末を終了予定としているが、国や東京都の動向、それから新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、終了の是非については関係各所と調整して延期等の検討も行っていきたいと考えている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず9番目、永山学園通り周辺の柳（街路樹）などについての意見交換会の実施結果について質疑はあるか。

池田委員 あしたから伐採だということであるが、結局全部で何本伐採するのかと、あと実は私もここに行かせていただいたので内容は大体把握しているが、ここは学園通りと言われるところで、幼稚園、保育園、小学校、中学校、児童館等いろいろあり、通学路であるため送り迎えなどもあるので、伐採する影響はないのかどうかをお聞きしたいと思う。

檜島道路交通課長 伐採本数については51本である。伐採に当たって、大体作業としては9時から15時の間で実施するところであるが、幼稚園、保育園等の通学の時間帯は、その辺の様子をうかがいながら、例えばやる場所なども変えていったりできるので、影響のないところから進めていきたいと考えている。

池田委員 あそこの道路は送り迎えの車等も止まってしまうと片道だけになったりして結構危ないと思うので注意深くしていただきたいのが1点と、あと意見の中では柳が非常事態だなというのを皆さん共有していて、これを残せ

と言う方は1人もいなかった中で、伐採してその後のことを引き続き検討していくということで、歩道空間に関してはそうであるが、何も植栽は要らないから歩道を広くしてくれという意見がほとんどだったと思うが、要するに街路樹は要らないという意見だったのだが、街路樹を植えることのそもそもの目的としては様々あると思う。それについては例えば景観あるいは歩道を歩くときの日陰の対策だったりするわけで、万が一皆様の意見を尊重して、空間に何も要らないとなったときの影響はあるのかなのか、どう考えているのか伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 まず1点目として、通学の方に注意深くやっていただきたいということで、それについては十分注意して作業を行っていききたいと思う。

それから、伐採した後であるが、確かにこの間の説明会の中では植えないでほしい、広く取ってほしい、通学されるお子さんも非常に多いところであるので傘等が当たるということであるべく植えないほうがいいのではないかという意見が多かったと認識している。街路樹の目的であるが、景観はもちろんのこと、この伐採に当たって街路樹の樹木医の先生にも御相談をさせていただいた。御存じだと思うが、旧公団にお勤めされていた方でもおられ、その方の意見だと、景観、日陰、あと見た目というか花等が咲く時期には人々が集まる、そのような理想を抱いて当時植えられたというお話を伺っている。現地については公園、学校等ののり面があるのでそういったところを利用して植木を植えていく、そういったところでは道路側の街路樹を植えないという工夫もできると思う。その辺についてはまだ今の段階でこうするというお答えはできないので、現地の詳細等を地元に住まわれている方、専門家の方に御相談をいただきながら、どういったところに植えていったらいいか、間隔であるが、今現在柳は7から8メートルの間隔で植えられているが、今の道路構造令の基準でいくと12メートル程度が標準とされているので、その辺も考慮して植える場所を考えていきたいと思っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、10番目、レンガ坂の改修について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、11番目、地籍調査事業における実施計画の変更について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、12番目、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業及び大規模開発事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

田中街づくり担当課長 それでは、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業及び大規模開発事業の進捗状況について説明をさせていただく。協議会資料の13を御覧いただければと思う。

まず土地区画整理事業について報告する。資料の1枚目、中ほどの進捗状況を御覧願う。以前にも御報告させていただいたが、事業期間については本年9月までの期日であったが、事業地すべての土地の面積を本年1月に現地測量した結果に基づき、当初の事業計画で定めた宅地や公共施設の計画面積を実測面積に修正することと、事業期間についても他企業に依頼していた工事の遅延等の理由により事業期間を令和3年3月までとするため、5月に東京都へ事業計画の変更認可申請を行い、6月初旬に認可が下りたところである。次に、施行者は施行地区内の宅地について換地処分を行うため地権者の同意を得て換地計画を定め、8月に換地計画の認可が東京都より下りたところである。なお、本年1月に実施した現地測量により仮換地指定時の面積と工事施工後の面積で工事の施工誤差が生じた結果、市の普通財産の換地後の面積が全体で0.62平米減少した。

本日添付図面を併せてつけているので、そちらも御覧願う。図面の黄色に着色したところが、市が換地を受けた宅地になる。換地面積が減となっ

た主な原因であるが、この黄色のうちのBのところを御覧いただければと思う。こちら一ノ宮2丁目46の宅地で、宅地に面する道路幅員が設計より6ミリから15ミリ広くなったことに起因し、その分宅地の面積が0.54平米減ったことによる。土木工事では、施工誤差をゼロとすることは困難であることから、その場合誤差の範囲が国や都が定めた基準内を前提として換地相互間の不均衡は金銭にて精算する仕組みが土地区画整理事業法第94条で定められている。多摩市は換地計画に基づき、事業施工者から精算金12万9,880円を受け取ることになる。今議会で歳入補正予算として計上させていただいているところである。

次に、道路や公園での公共施設の供用開始についてである。また図面を御覧いただければと思う。道路については、ピンクが第1期供用開始、恐らく画面ではピンクというよりは若干薄紫っぽい色になっているかと思うが、こちらについては既設の道路で以前から車の通行もあるところである。また、ブルーが第2期供用開始、新たに整備した道路、駅から多摩川へ抜ける幅14メートルの両側歩道つき道路から堤防に沿って上流側へ抜ける道路は、以前は本年6月を目指しているというお話をしていたが、8月に市に道路施設を引き継ぎ、8月31日より供用開始されているところである。さらに、オレンジが第3期供用開始、ここも新たに整備した道路であるが、堤防に沿って下流側に向かって事業地の東側を回り込む道路、ここはこの後御説明する高層マンションの建築工事の関係で供用開始時期はマンションが竣工する令和4年11月頃を目途としている。グリーンに着色している公園についてである。都の検査で一部手直しの必要が生じたことから、再度検査を受けて9月下旬の供用開始を目指しているところである。

資料の今後の予定の欄を御覧願う。換地処分の公告は東京都が9月3日に行った。この換地処分の公告の日の翌日に換地計画において定められた換地は従前の宅地とみなされ、従前の宅地の権利は換地に移行される。なお、6月議会で議決いただいた聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業の換地処分に伴う一ノ宮と関戸の一部の町区域変更、新町名地番について換地処分の公告の翌日から、つまり9月4日になるが施行されている。今後來年3月までには土地区画整理事業の終了認可・公告と施工者からは伺ってい

るところである。以上が土地区画整理事業の進捗状況である。

次に、大規模開発事業の進捗である。資料の2枚目を御覧願う。現在株式会社東栄住宅が所有する約1万4,700平米の土地について、土地を借りる側からA、B、Cの3区画に分けて駅近の特性を生かして商業業務施設や集合住宅が計画されている。そのうち一番下流側の土地、A敷地と呼ばれているところであるが、広さ約8,600平米の区画になる。ここにマンションデベロッパーの東京建物が土地所有者の株式会社東栄住宅と共同で高さ112メートルのタワーマンション1棟を建築する予定である。このA敷地の開発についてであるが、事業者が7月に建築確認の申請を行い、8月に建築許可が下り、8月25日に工事の着工をしている。約2年かけて建築し、竣工時期は令和4年11月下旬以降になる。また、東京建物が関戸4丁目のヴィータの東側、道路を挟んだ民間有料駐車場の場所に仮設のマンションギャラリー、こちらは地上2階建てでモデルルームが2棟見られるようになる。こちらのギャラリーの竣工は本年11月末と承っている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、14番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び15番都営住宅建替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、報告案件の14及び15、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、都営住宅建替えの進捗状況についての2件、一括して御報告をさせていただく。

まず多摩ニュータウン再生の進捗についてである。多摩市ニュータウン再生推進会議の開催に向け、新型コロナウイルス感染防止を念頭に調整をしていたが、当初の予定の8月から10月に2か月後ろ倒しにして改正する予定である。現在のところ対面形式での会議を行う予定であるが、三密対策として傍聴は控えることとし、後日市ホームページにて議事録の公開を行う予定である。

令和2年度第2回多摩市ニュータウン再生推進会議は令和3年1月に、

また多摩ニュータウン再生プロジェクト第8回シンポジウムは2月の開催予定であるが、新型コロナウイルスの感染状況いかににより、Web形式での開催なども視野に入れて進めてまいりたいと考えている。本年度からの検討テーマの大きな柱は、南多摩尾根幹線沿道の土地利用方針の検討と諏訪・永山まちづくり計画に続く新たなまちづくり計画となる愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討となっている。また引き続き諏訪・永山まちづくり計画で示しているリーディングプロジェクトの進捗についても共有を図っていく。

また、3、その他に記載させていただいているが、本年3月に団地再生事業に着手したUR諏訪団地において、8月に居住者向けの現地説明が行われた。

続いて都営住宅建替えの進捗状況についてである。6月に御報告した後、引き続き工事等が行われているが、諏訪4-1団地ではここで移転済み住棟の解体工事が完了している。

その他に記載しているが、昨年秋に移転が行われた永山3丁目団地の空き住戸について、地元割り当てによる募集の実施を東京都に対して要望しているところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず多摩ニュータウン再生の進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15番、都営住宅建替えの進捗状況について質疑はあるか。

橋本委員 1点お聞きする。永山3-12-1の募集を東京都に申請したと今御説明があったが、それは例えば市側としてはそういう思いでいたとしても東京都はどのような形になっていくのか、もし早ければいつ募集だろうか。

星野ニュータウン再生担当課長 既に移転は完了しており、もともとファミリータイプ向けのものも造って建て替えを行っているので、それも含めて空き住戸が発生しているというところでは、かねてよりもともと都営住宅が市内に多くあるので、事あるごとに東京都に対しては、地元割り当ての拡充ということであらゆる機会を捉えながら要望しているところである。東京都との調

整の中でこちらの永山3丁目団地の空き住戸について今後公募をかけていく動きがある中で、市からも地元割り当ての拡充ということでお願いをしているところであり、早ければ今年度中に募集が行われるかもしれない。都営住宅の募集は今後11月と2月にあるので、このあたり状況によっては次回の議会の前になってしまう可能性があったので、ここで御報告をさせていただいたところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、16番、多摩市営住宅条例の一部改正について、市側の報告を求めらる。

大島住宅担当課長 それでは、協議会案件16、多摩市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。資料は協議会16の資料を御覧願う。

本件は、多摩市営住宅条例における滞納した家賃等に係る延滞金の徴収に関する規定を、現行の入居者の義務規定から市長のできる規定に改正するものである。

資料の2、背景のところを御覧願う。御承知のとおり市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者への住宅セーフティネットの役割を果たすものである。その家賃は入居者の収入状況に応じて算定した低廉な額となっているが、病気や失業など様々な事情により家賃の支払いが滞る事態は従前より発生しているところである。このような場合には、個々の事情、状況に応じて家賃の減免や徴収の猶予、また納付相談を行っての分割納付等の対応を取っているところである。

このような中で、今回改正を予定している多摩市営住宅条例の第18条の項目であるが、ここでは第1項で、納期限までに家賃を納付しないものに対し、市長は期限を指定して督促を行うことを規定している。また第2項では督促の際に指定した期限までに納付できないものについては、督促の際に指定した期限の翌日から納付するまでに発生する延滞金額を納付しなければならないことを規定している。また、第3項でやむを得ない事由があると認める場合は延滞金の減免について市長ができるということ定め

ている。条例上はこのような規定になっているところであるが、先ほど申し上げたとおり滞納分の納付をしていただくのが入居者の方には精いっぱいという状況もある。現行延滞金は義務で払わなければならないとしている条文であるが、延滞金を徴収することはなかなか難しい、実情としてはほぼ滞納分を支払っていただくのが精いっぱいというところである。このような状況を踏まえ、現行条例の入居者が滞納した場合には義務として延滞金を納付するという規定から、市長が必要と判断した場合に延滞金を徴収することができるという規定に改正したいというのが、今回の改正の概要である。

今後の予定であるが、本日ただいま御説明したとおりの内容にて、多摩市営住宅条例の改正案を作成し、令和2年多摩市議会第4回定例会にて多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議案として提出する予定である。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時35分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 1時35分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

岩永 ひさか